

第25回石川県地方港湾審議会 報告及び議案書

令和7年2月4日（火）13時30分

石川県庁 行政庁舎 1109 会議室

石川県地方港湾審議会

目 次

1	委員名簿	1
2	審議会議案	2
	金沢港港湾計画の改訂	3
3	報告事項	21
	能登半島地震における港湾の復旧状況について	22

1 委員名簿

(敬称略)

石川県地方港湾審議会委員名簿

区 分	職 名	氏 名
学識経験者	名古屋工業大学実務型教員	山 根 隆 行
	金沢大学教授	由 比 政 年
	金沢大学名誉教授	池 本 良 子
	石川県工業高等専門学校教授	道 地 慶 子
	全日本海員組合北陸支部長	熊 谷 勝 明
	石川県漁業協同組合 前常勤監事	米 澤 千 鶴 子
	白山市女性協議会会長	柳 幸 枝
	金沢商工会議所女性会直前会長	富 久 尾 佳 枝
	七尾商工会議所女性会会長	沢 野 千 穂 子
	七尾商工会議所青年部元会長	小 山 百 代
石川県議会議員	石川県議会議員	和 田 内 幸 三
	石川県議会議員	下 沢 佳 充
関係行政機関の職員	北陸地方整備局長	高 松 諭
	金沢海上保安部長	福 井 明 裕
	七尾海上保安部長	辻 井 道 伸
	大阪税関長	清 水 雄 策
	北陸信越運輸局長	佐 橋 真 人
調査審議の内容に応じて 委嘱する委員 (条例第6条)	金沢市長	
	(株)金沢港運社長	

◎

2 審 議 会 議 案

諮問 港第 370 号
石川県地方港湾審議会

第 25 回石川県地方港湾審議会諮問案件について

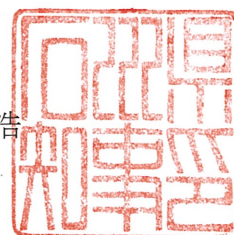
石川県地方港湾審議会条例第 3 条の規程により、下記案件を第 25 回石川県地方港湾審議会に諮問します。

記

議 案 金沢港港湾計画の改訂

令和 7 年 1 月 24 日

石川県知事 馳 浩



【事務担当】

石川県土木部港湾課 企画 G

石川県金沢市鞍月 1-1

Tel:076-225-1749

Fax:076-225-1747

e-mail:e251300@pref.ishikawa.lg.jp

金沢港港湾計画の改訂

計画のうち新規・変更・廃止のある事項について記載

上段：既定計画

下段：今回計画

1. 港湾計画の改訂概要

金沢港への要請や内外の諸情勢の変化に的確に対応するため、計画目標年次を令和 20 年代前半として港湾計画を改訂する。

○ 港湾の能力

(平成 20 年代後半)

目標年次(令和 20 年代前半)における取扱貨物量、船舶乗降旅客数を次のとおり定める。

取扱貨物量	外貿（うち外貿コンテナ）	160	85	4
		190 万トン（132 万トン〔9 万 TEU〕）		
	内貿（うち内貿コンテナ）	467	-	-
		223 万トン（19 万トン〔2 万 TEU〕）		
	合 計	627	85	4
		413 万トン（151 万トン〔10 万 TEU〕）		
港湾利用者数	旅客施設利用者		5	
			28 万人	

○ 港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 大浜地区

(1) 外内貿コンテナ埠頭計画

コンテナ船の大型化に対応するため、大浜地区に外内貿コンテナ埠頭（耐震強化岸壁）を次のとおり追加する。

岸壁（新規計画）

地 区 名	水深（メートル）	バース数	延長（メートル）
大浜地区 （新大浜埠頭）	- 12～14	- 1	- 330
大浜地区 （新大浜埠頭）	- 12	- 1	- 230

埠頭用地（新規計画）

地 区 名	面積（ヘクタール）
大浜地区 （新大浜埠頭）	- 18

(2) 外貿ユニットロード埠頭計画

効率的な荷役環境を整備するため、大浜埠頭にRORO貨物を取扱う埠頭に計画変更し、大浜岸壁については、耐震強化岸壁として位置づける。

岸壁 (既設の変更)

地区名	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)
大浜地区 (大浜埠頭)	// 13	// 2	// 520

埠頭用地 (既設の変更)

地区名	面積 (ヘクタール)
大浜地区 (大浜埠頭)	7 // 9 (うち既設 6)

1-2 北地区

(1) 埠頭計画

五郎島埠頭について、物資補給岸壁に変更するため、公共埠頭の機能を廃止する。

岸壁 (計画の廃止)

地区名	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)
北地区 (五郎島埠頭)	10 —	1 —	240 —

埠頭用地 (計画の廃止)

地区名	面積 (ヘクタール)
北地区 (五郎島埠頭)	5 (うち既設 3) —

1-3 南地区

(1) 内貿埠頭計画

コンテナターミナルの沖合展開に伴い、御供田埠頭および戸水埠頭の施設計画を一部縮小する。

岸壁 (既定計画の変更)

地区名	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)
南地区 (御供田埠頭)	// 10	4 3	710 (うち既設 540) 540 (既設)
南地区 (戸水埠頭)	// 10	2 1	370 (既設) 120 (既設)

埠頭用地（既定計画の変更）

地区名	面積（ヘクタール）
南地区 （戸水埠頭）	4（既設） 2（既設）

1-4 西地区

(1) 埠頭計画

大野埠頭について、物資補給岸壁に変更するため、公共埠頭の機能を廃止する。

岸壁（計画の廃止）

地区名	水深（メートル）	バース数	延長（メートル）
西地区 （大野埠頭）	4.5 —	3 —	180 —

埠頭用地（計画の廃止）

地区名	面積（ヘクタール）
西地区 （大野埠頭）	1（既設） —

2 旅客船埠頭計画

クルーズ船の大型化やクルーズ需要の増大に対応するため、無量寺埠頭については岸壁を延伸する。戸水埠頭については、フェリー埠頭から旅客船埠頭に計画を変更する。

岸壁（既定計画の変更）

地区名	水深（メートル）	バース数	延長（メートル）
南地区 （無量寺埠頭）	// 10	// 1	360 // 390（うち既設 320）
南地区 （戸水埠頭）	// 10	// 1	// 250（既設）

埠頭用地（既定計画の変更）

地区名	面積（ヘクタール）
南地区 （戸水埠頭）	4 2

3 木材取扱施設計画

木材貨物の将来需要を踏まえ、木材取扱施設の機能を廃止する。

物揚場（既定計画の廃止）

地区名	水深（メートル）	延長（メートル）
湖南地区	2 —	100（既設） —

水面整備場（既定計画の廃止）

地区名	面積（ヘクタール）
湖南地区	8（既設） —

水面貯木場（既定計画の廃止）

地区名	面積（ヘクタール）
湖南地区	16（既設） —

埠頭用地（既定計画の廃止）

地区名	面積（ヘクタール）
湖南地区	3（既設） —

4 危険物取扱施設計画

石油等の将来需要を踏まえ、危険物取扱施設計画を縮小し、港湾関連用地に変更する。

危険物取扱施設用地（既定計画の変更）

地区名	面積（ヘクタール）
北地区 （五郎島埠頭）	36（うち既設 31） 31（既設）

5 水域施設計画

新大浜埠頭の整備に伴い、コンテナ船の安全な航行に必要となる航路、航路・泊地、及び泊地を追加する。

また、御供田埠頭については、計画変更に伴い、泊地を廃止し、航路を延伸する。

5-1 航路

航路（既定計画の変更）

地区名	水深（メートル）	幅員（メートル）
大浜地区 （新大浜埠頭）	13 13～14	350～380 300

航路（既定計画の変更）

地区名	水深（メートル）	幅員（メートル）
南地区 （御供田埠頭）	// 3	// 60

5-2 泊地

泊地（新規計画、既定計画の変更）

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
大浜地区 （大浜新埠頭）	— 12～14	— 2
大浜地区 （大浜新埠頭）	— 12	— 6
北地区 （五郎島埠頭）	10 9	// 2
南地区 （無量寺埠頭）	// 10	5 2

泊地（既定計画の廃止）

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
南地区 （御供田埠頭）	10 —	5 —

5-3 航路・泊地

航路・泊地（新規計画、既定計画の変更）

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
大浜地区 （大浜新埠頭）	— 13～14	— 33
大浜地区 （大浜新埠頭）	— 12～14	— 34
大浜地区 （大浜埠頭）	// 13	26 40

6 外郭施設計画

新大浜埠頭の整備に伴い、船舶の安全な航行に必要な港内静穏度を確保するため、外郭施設（防波堤、波除堤、防砂堤）を次のとおり計画する。

防波堤、波除堤、防砂堤（新規計画、既定計画の変更）

地区名	施設名	延長（メートル）
大野地区	大野西防波堤	3,510 3,700（うち既設3,210）
大浜地区 （大浜新埠頭）	波除堤	— 100
大浜地区 （大浜新埠頭）	波除堤	— 85
大浜地区 （大浜新埠頭）	防砂堤	— 600

金石地区の小型船だまりの計画廃止に合わせて波除堤計画を廃止する。

波除堤（既定計画の廃止）

地区名	施設名	延長（メートル）
金石区	波除堤	220 —

7 小型船だまり計画

無量寺埠頭の旅客船岸壁の延伸にともない、同岸壁の小型船溜まり計画についても合わせて変更する。

小型船だまり（既定計画の変更）

地区名	水深（メートル）	延長（メートル）
南地区 （無量寺埠頭）	7.5~10.0 10	—（既設） 150（うち既設80m）

西地区の緑地計画の拡大に伴い、プレジャーボート保管施設の次のとおり変更する。

プレジャーボート保管施設（既定計画の変更）

地区名	面積（ヘクタール）
西地区	2.2 1.6

金石地区の小型船だまりについては、プレジャーボートや漁船数が減少傾向にあり、今後の拡大も見込まれないことから、計画を廃止する。

小型船だまり（既定計画の廃止）

地区名	施設名	施設規模
金石地区	第一 船だまり	物揚場 (-3m) 270m、泊地 (-3m) 1ha — — — —
		物揚場 (-4m) 520m、泊地 (-4m) 6ha — — — —
		船揚場 50m、埠頭用地 6ha — — — —
金石地区	第二 船だまり	物揚場 (-2m) 250m、泊地 (-2m) 2ha — — — — 埠頭用地 1ha — —
金石地区	第三 船だまり	物揚場 (-3m) 300m、泊地 (-2m) 1ha — — — — 埠頭用地 3ha — —

8 臨港交通施設計画

臨港道路大浜御供田線について、新コンテナターミナルまで約 200m 延伸する。

臨港道路（既定計画の変更）

施設名	起点	終点	車線数
大浜御供田線 (2車線)	栗崎浜町	大野町新町	2
	大野町新町	湊3丁目	4

臨港道路金石大野線について、金石大野埋立用地（I期）の土地利用計画を、県民が憩い集えるレクリエーションゾーンとしての整備を見据えた交流厚生用地とすることに伴い、道路計画に緑道を追加する。

臨港道路（既定計画の変更）

施設名	起点	終点	車線数
金石大野線	金石西2丁目	金石相生町	2

臨港道路無量寺大野線について、クルーズターミナルから金石大野地区への回遊性向上のため、歩道を拡幅する。

臨港道路（既定計画の変更）

施設名	起点	終点	車線数
無量寺大野線	// 無量寺町	// 大野町4丁目	// 2

○港湾の環境の整備及び保全

1 自然環境を整備又は保全する区域

(1) 良好な景観を形成する区域

海の玄関口にふさわしい優美で緑に包まれた港景観の創出を図るため、金沢港全体で良好な景観形成を目指し、昔からの自然や歴史と近代的な都市景観が共存する金沢港の新たな顔作りに取り組んでいく。

2 港湾環境整備施設計画

2-1 海浜計画

金石地区の小型船だまりの計画廃止にともない、水辺の特性を活かした魅力ある親水空間を創出するため、海浜を追加する。

海浜（新規計画）

地区名	延長（メートル）
金石地区	— 780

2-2 緑地計画

臨港道路大浜御供田線の延伸に伴い、緑地面積を縮小する。

緑地（既定計画の変更）

地区名	面積（ヘクタール）
大浜地区 (新大浜埠頭)	2.6 2.5

西地区（お台場公園周辺）において、賑わい空間の創出を図るため、緑地を拡大する。

緑地（既定計画の変更）

地区名	面積（ヘクタール）
西地区	1.8 2.6

3 廃棄物処理計画

今後、発生する浚渫土砂を受け入れるため、大浜地区に海面処分・活用用地を追加する。

また、金石地区については、金石大野埋立用地Ⅰ期を交流厚生用地とすることに伴い、海面処分・活用用地面積を縮小する。

海面処分・活用用地（新規計画、既定計画の変更）

地区名	面積（ヘクタール）
大浜地区 (新大浜埠頭)	— 18（新規計画）
金石地区	83 29（既定計画の変更計画）

4 その他土地利用計画

4-1 港湾関連用地

公共岸壁から物資補給岸壁への変更に伴い、五郎島埠頭については、背後の土地利用計画をふ頭用地及び危険物取扱施設用地から港湾関連用地に変更し、大野埠頭については、背後の土地利用計画をふ頭用地から港湾関連用地に変更する。

港湾関連用地（既定計画の変更）

地区名	面積（ヘクタール）
北地区 （五郎島埠頭）	8 18
西地区 （大野埠頭）	— 1

4-2 交流厚生用地

金石地区の廃棄物処理用地（I期）について、新たな土地利用の要請に応えるため、交流厚生用地として計画する。

交流厚生用地（新規計画）

地区名	面積（ヘクタール）
金石地区	— 48

○ その他重要事項

- 1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設
 今回計画している施設及びすでに計画されている施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

防波堤（新規計画、既定計画の変更）

地区名	施設名	延長（メートル）
大野地区	大野西防波堤	3,510 3,700（うち既設3,210）
大浜地区 （新大浜埠頭）	波除堤	— 100
大浜地区 （新大浜埠頭）	波除堤	— 85
大浜地区 （新大浜埠頭）	防砂堤	— 600

岸壁（新規計画）

地区名	水深（メートル）	バース数	延長（メートル）
大浜地区 （新大浜埠頭）	— 12～14	— 1	— 330
大浜地区 （新大浜埠頭）	— 12	— 1	— 230

航路（既定計画の変更）

地区名	水深（メートル）	幅員（メートル）
大浜地区 （新大浜埠頭）	13 13～14	350～380 300

泊地（新規計画）

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
大浜地区 （新大浜埠頭）	— 12～14	— 2
大浜地区 （新大浜埠頭）	— 12	— 6

航路・泊地（新規計画、既定計画の変更）

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
大浜地区 （新大浜埠頭）	— 13～14	— 33
大浜地区 （新大浜埠頭）	— 12～14	— 34
大浜地区 （大浜埠頭）	// 13	26 40

臨港道路（既設、既定計画の変更）

施設名	起点	終点	車線数
大浜御供田線	// 栗崎浜町	// 湊3丁目	// 2～4
大浜線	// 大野町新町	// 大野町新町	// 2

2 大規模地震対策施設計画

2-1 緊急物資等輸送の拠点として機能するために必要な施設

無量寺埠頭については、令和6年能登半島地震での課題を踏まえ、大規模災害発生時においても物資の緊急輸送、住民の避難等の防災拠点として機能するよう耐震強化岸壁を増深する。

岸壁（既定計画の変更）

地区名	水深（メートル）	バース数	延長（メートル）
南地区 （無量寺埠頭）	7.5～10 10	// 3	// 390

2-2 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

大浜埠頭及び新大浜埠頭については、大規模災害発生時においても、物流機能が維持できるように耐震強化岸壁として位置づける。

岸壁（新規計画、既設の変更）

地区名	水深（メートル）	バース数	延長（メートル）
大浜地区 （新大浜埠頭）	— 12～14	— 1	— 330
大浜地区 （新大浜埠頭）	— 12	— 1	— 230
大浜地区 （大浜埠頭）	// 13	// 2	// 520

3 港湾施設の利用

金沢港の既存施設の有効な利用が図られるよう、港湾の再開発について以下のとおり計画する。

(1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域

金石地区の廃棄物処理用地(Ⅱ期)は、今回の計画では土地利用を位置づけるに至っていないが、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」と位置づけ、地域の新たな土地利用の要請や、埋立の進行を踏まえ、今後速やかに利用形態を見直し、土地利用を定める。

4 港湾施設の利用

(1) 物資補給等のための施設

官公庁船や作業船等の待機及び物資補給の用に対応するため、既存施設を有効に利用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

物資補給岸壁(新規計画)

地区名	水深(メートル)	バース数	延長(メートル)
北地区 (五郎島埠頭)	— 9	— 1	— 240(既設)
西地区 (大野埠頭)	— 4.5	— 3	— 180(既設)

2. 理由

金沢港を取り巻く環境に的確に対応し、発展していくために、物流の観点では、コンテナ船の大型化の対応や効率的な物流拠点の形成に向けた埠頭再編といった港湾機能の向上や港湾労働者の確保、既存航路の増便や更なる方面の拡充、県内企業による金沢港利用率の向上といった取り組みが求められている。

クルーズ・賑わいの観点では、世界的な日本への旅行需要の高まりや、金沢港背後に欧米富裕層に好まれる観光コンテンツを有していることから、クルーズ船の寄港が増加している。また、クルーズ需要は今後、増加が見込まれることから、クルーズ船の安定的な寄港と受入体制の充実が求められている。さらに、クルーズターミナルを核とした更なる賑わいの創出、周辺地域・交流施設との連携強化、水産業との連携強化といったクルーズターミナルを核とした交流・賑わい機能の強化が求められている。

レクリエーション・緑・景観の観点では、クルーズターミナル周辺には、港公園、大野地区の大野お台場公園があるが、整備されてから年数が経過しており、時代のニーズに合っていないことから、子供や家族連れが利用しやすい賑わい・親水空間の整備や既存施設の改修や、港を活用した憩い空間の向上が求められている。

また、金沢港は物流を担う港として整備されてきた背景から、色彩等の景観コントロールがされておらず、人々が景色を楽しんだり、自然等を心地よく感じる要素が不足していることから良好な港景観の形成が求められている。

カーボンニュートラルの観点では、県として、令和32年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとすることを目指しており、金沢港においても、令和5年4月に「金沢港カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画」を策定し、次世代エネルギーの受入・供給拠点への転換や港湾施設の脱炭素化を促進するとともに、トラックドライバー不足にも対応できるよう、トラックによる陸上輸送から海上輸送や鉄道輸送へのモーダルシフトによる脱炭素化が求められている。

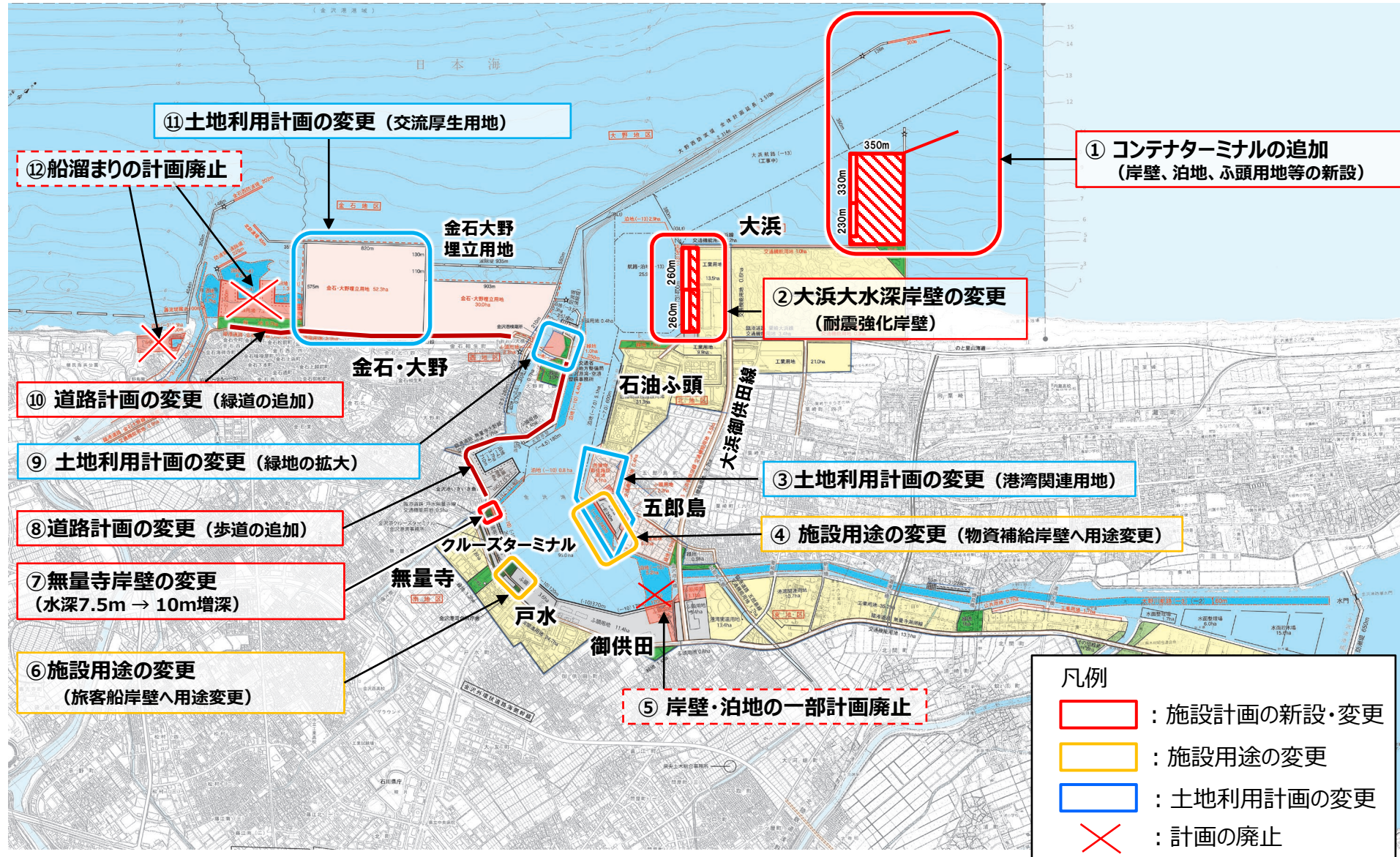
安全・安心の観点では、令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、金沢港においても、耐震性能が脆弱な岸壁等が損傷し、背後の埠頭用地が陥没するなどの被害が生じた。一方、耐震強化岸壁がある無量寺埠頭では、クルーズターミナルを支援物資の一時保管場所として活用し、支援物資等を被災地へ海上輸送する際の基地として利用され、被災地への支援に大きく貢献した。このような経験を踏まえ、金沢港においても、災害に強い防災拠点を確保することが求められている。

また、太平洋側で想定されている「南海トラフ」・「首都直下」等での大地震の発生確率が高まっており、金沢港は、大規模な自然災害発生時における太平洋側港湾の代替機能としての役割が求められている。その他、高度経済成長期に集中的に整備した港湾施設の老朽化対策や港内の水深確保と土砂流入抑制が求められている。

このような社会情勢の変化に対応するため、令和20年代前半を目標として、港湾計画を改訂する。

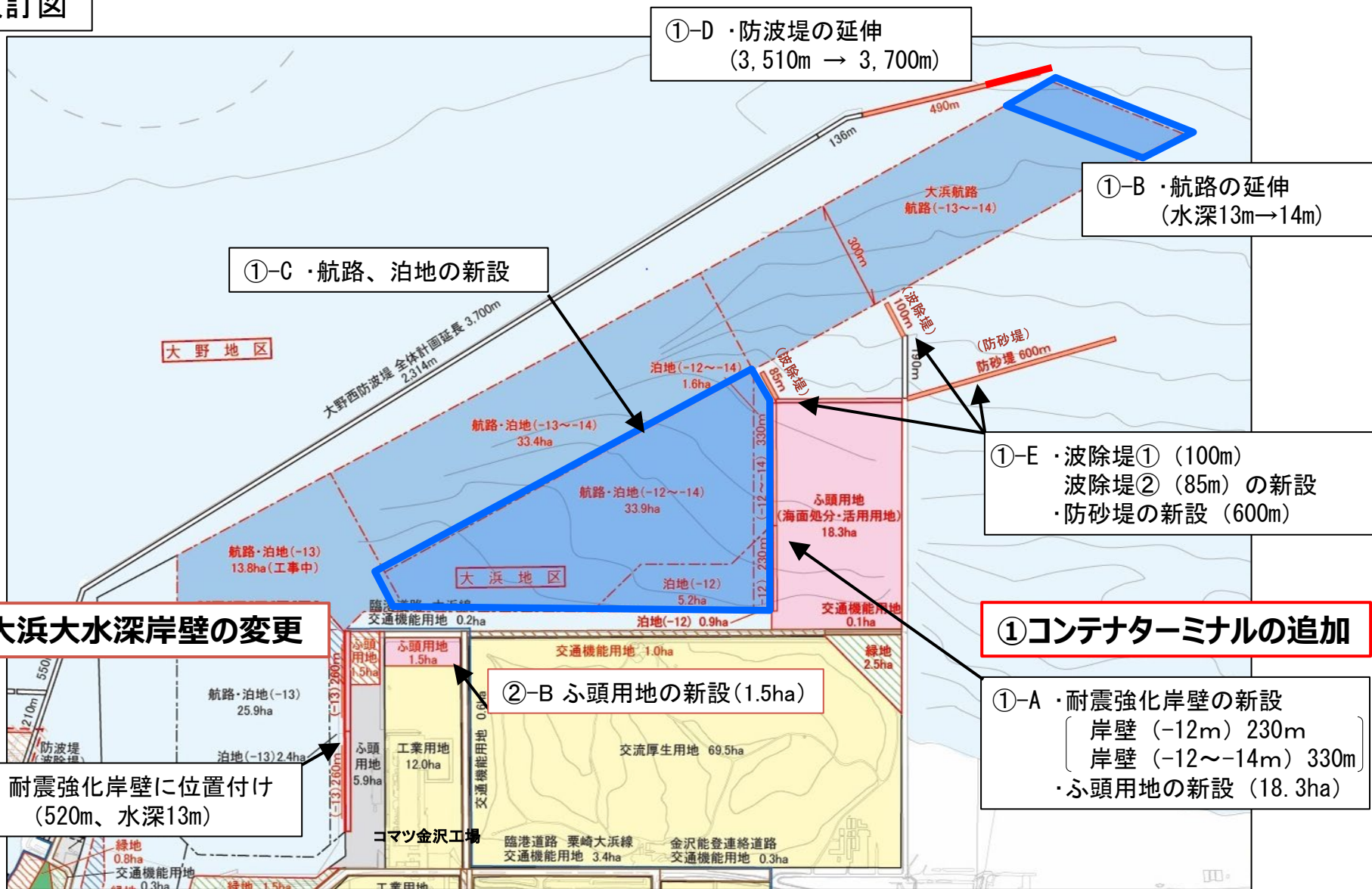
金沢港港湾計画の主な改訂内容

(現港湾計画図)



計画改訂内容(大浜地区)

改訂図



計画改訂内容(北地区・南地区・西地区)

改訂図

⑨ 土地利用計画の変更

- ・緑地の拡大(ふ頭用地縮小)

⑧ 道路計画の変更

- 【無量寺大野線】
- ・歩道の追加
(幅員10.5m → 14.5m)

⑦ 無量寺岸壁の変更

- ・岸壁の増深
(水深7.5m → 10.0m)

⑥ 施設用途の変更

- ・公共岸壁
→ 旅客船ふ頭岸壁

③ 土地利用計画の変更

- ・危険物取扱用地
→ 港湾関連用地

④ 施設用途の変更

- ・公共岸壁
→ 物資補給岸壁(官公庁船等)

⑤ 岸壁・泊地の一部計画廃止

- ・公共岸壁の廃止
(170m、水深10m)
- ・泊地の廃止
(5.2ha、水深10m)



計画改訂内容(金石地区)

改訂図



⑪ 土地利用計画の変更
・埋立用地 → 交流厚生用地

⑩ 道路計画の変更
【金石大野線】
・緑道等の追加 (幅員6.5m → 22.0m)
・一部線形の変更

⑫ 船溜まりの計画廃止
・小型船溜まり計画の廃止

3 報 告 事 項

能登半島地震における港湾の復旧状況について



金沢港

- ・ 戸水ふ頭は、**本年春までに液状化対策と本復旧が完了予定**
- ・ 戸水岸壁は、**来年度末までに本復旧完了**を目指す



七尾港

- ・ 大田ふ頭で応急復旧を実施し、昨年12月より**災害廃棄物等の海上輸送に活用**
- ・ 津向地区セメント専用岸壁で**本年春よりセメント船の寄港再開予定**



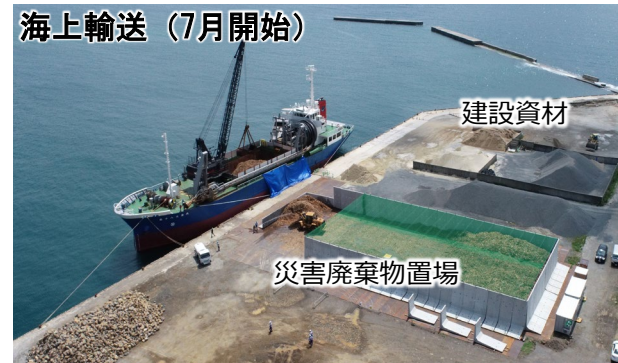
輪島港

- ・ 昨年11月のカニ漁の解禁にあわせ、物揚場等の**応急復旧を完了**
- ・ 引き続き、海士地区の浚渫工事を促進するとともに、**本年夏の海女漁までに舢倉島フェリー乗場などの物揚場の完成を目指す**
- ・ **浚渫土砂を活用して埋立地を造成し、漁業共同利用施設を移転・集約**



飯田港

- ・ 岸壁の応急復旧を行い、**災害廃棄物等の海上輸送に活用**
- ・ 公費解体で発生した**コンクリート殻**や災害復旧工事により発生した**土砂を活用して埋立地を造成**



宇出津港・小木港・穴水港

- ・ 各港湾での**応急復旧が完了**
- ・ 本格復旧については、**随時工事発注を進め、早期完成**を目指す



石川県地方港湾審議会条例

(昭和 49 年 3 月 26 日条例第 40 号)

[沿革] 昭和 50 年 3 月 22 日条例第 25 号、59 年 3 月 27 日第 18 号改正

石川県地方港湾審議会条例をここに公布する。

石川県地方港湾審議会条例

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 35 条の 2 第 2 項の規定に基づき、地方港湾審議会（以下「審議会」という。）の名称、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第 2 条 審議会の名称は、石川県地方港湾審議会とする。

(所掌事務)

第 3 条 審議会は、知事の諮問に応じ、七尾港及び金沢港に関する重要事項を調査審議するものとする。

(組 織)

第 4 条 審議会は、委員 23 人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委 員)

第 5 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 県議会議員

(3) 関係行政機関の職員

(4) 県の職員

2 前項第 1 号に掲げる者のうちから任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 6 条 臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会 長)

第 7 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第8条 審議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部 会)

第9条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7項 …… 追加〔昭和50年条例25号〕

(幹 事)

第10条 審議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、審議会が選任した者の中から、知事が任命する。
- 3 幹事は会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員及び臨時委員を補佐する。

一部改正〔昭和59年条例18号〕

(雑 則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月22日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年3月27日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

石川県地方港湾審議会運営要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、石川県地方港湾審議会条例（以下「条例」という。）第11条の規定に基づき石川県地方港湾審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の召集)

第2条 審議会を召集するときは、審議すべき事項をあらかじめ委員（臨時委員を含む。以下同じ。）に通知するものとする。

(欠席の届出等)

第3条 召集を受けた委員は、事故その他やむを得ない事由により会議に出席できない場合には、あらかじめその旨を会長に届けなければならない。この場合において当該委員は、代理人を出席させることができる。

(委員及び臨時委員以外の者の出席)

第4条 議長は、必要があるときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(議事録)

第5条 審議会の会議については、議事録を作成し、議長が指名した委員2名がこれに署名押印するものとする。

2 議事録には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 開催年月日及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 付議事項
- (4) 審議の経過
- (5) 議決の内容

(部会の審議)

第6条 条例第9条第1項に定める部会は、七尾港部会及び金沢港部会とし、会長が特に重要と認める事項並びに各港に共通する議案を除き七尾港、金沢港各々に関する事項を調査審議するものとする。

(幹事会)

第7条 審議会の審議事項を事前に調査研究し、港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第1条の2に掲げる港湾計画の軽易な変更事項（以下「軽易な変更事項」という。）を審議するため、幹事をもって構成する幹事会を置く。

- 2 軽易な変更事項については、幹事会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 3 幹事会長は、幹事会の会議の経過及び結果を各部会に書面をもって報告するものとする。
- 4 条例第7条及び第8条の規定は、幹事会について準用する。

(庶 務)

第8条 審議会の庶務は、石川県土木部において処理する。

(そ の 他)

第9条 この要綱に定めのない事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。